

処 分 基 準

平成 1 3 年 8 月 1 日作成

法 令 名：自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項：第 9 条
処 分 の 概 要：指定団体の指定の取消し
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第 1 条第 2 項（指定の基準） 同第 7 条（是正又は改善の勧告）
処 分 基 準： 自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第 9 条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、指定を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課企画・指導係 （電話0952-24-1111内線3023）
備 考：令和元年 4 月 2 5 日改訂